

## ○学校における幼児児童生徒の転落事故防止の徹底について

平成24.7.24 平24教安体第390号 学校安全・体育課長から  
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長  
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会学校安全主管課長あて 通知

学校における転落事故防止につきましては、日頃からお取組いただいているところですが、昨日、県内の高等学校で、生徒が3階渡り廊下付近から転落する事故が発生しました。

つきましては、再発防止の徹底を図る観点から、特に下記の点に留意し、幼児児童生徒の転落事故防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」を添付しますので、指導の参考としていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 幼児児童生徒に対し、屋上やベランダ、渡り廊下、<sup>ひさし</sup>庇等の高所における転落の危険性について十分理解させ、危険な行動や悪ふざけ等をしないよう指導を徹底する。
- 2 幼児児童生徒の転落事故につながる恐れのある施設設備がないか、再度点検を実施するとともに、庇等の危険箇所については、立ち入り禁止の徹底を図る。
- 3 学校内の上ることができる高所の安全確保について、改めて教職員の共通理解を図り、安全管理及び安全指導の徹底を図る。